

第25期第23回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年6月18日(水)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、酒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 井口和喜、田中聖晃 計2名
- 5 議 案
  - (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1号)
  - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～7号)
  - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第8号)
  - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第9～10号)
- 6 協 議
  - (1) 農地証明書発行に係る農業委員会の手続きについて (案)
- 7 報 告
  - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
  - (2) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて
  - (3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第23回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は井口和喜委員、田中聖晃委員です。また相原和彦委員からは遅参の連絡をいただいております。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、相原和彦委員と渡邊仁委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和7年5月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、被相続人等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘埜晃一 委員 5月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、まだ植えたてのものでしたが、柑橘類が70本程度植わっておりました。この西側の畑では、トウモロコシが作付けされておりましたけれども、ここは親戚の方の協力を得て、一緒に管

理されているとのことでした。(1)の畑の電柱部分は証明対象から外されておりました。また、(1)と(2)の畑の間を南北に走る道は、赤道となっており、近隣の方の生活通路になっているとのことでした。(2)の畑では、キュウリ、ナス、サトイモなどが作付けされておりました。(3)(4)の畑には、成木のカキが100本程度植わっており、やや密植ではありますが、しっかり手入れをされていました。(2)と(3)(4)の一角にある白抜き部分は倉庫となっており、農具置き場として使用しているとのことでした。販路につきましては、全て庭先直売とのことでした。本人が体調を崩されて、なかなか畑を回すのが大変とのこと、管理が行き届いてない部分もありましたが、近所の方などの協力も得ているとのことでした。境界につきましては、全て確認が取れております。特に問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年5月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 5月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの(1)～(3)の畑では、右側部分に農業用の倉庫が一つ建っており、北側には育苗用のハウスが1棟、下部分には庭先直売用のコインロッカーがありました。あとは全て農地として利用されており、当日は、ピーマン、トマト、ナスなどの果菜類が作付けされておりました。(4)～(6)の畑は、ジャガイモが面積の3分の1ほど作付けされておりました、残りの3分の2はこれからエダマメを作付けするとのことでした。(7)～(9)の畑はキャベツ、タマネギ、トウモロコシなどが作付けされておりました。販売先はJA直売所、市場、スーパー、庭先直売、マルシェなどで販売しているとのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年5月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 5月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑では、南北に2棟ハウスがあり、南側に東西に向けてハウスが1棟ありました。2棟のハウスは鉢花の栽培、もう1棟のハウスは農業用の資材置き場として使われておりました。鉢花の農家で、当日はペチュニア、パンジー、ビオラなどの栽培がされておりました。その前は、トマト、キュウリ、ナスなどの果菜類の苗を栽培して販売していたとのことでした。その他は野菜畑として、キュウリ、トマト、ナスなどを自家消費で栽培しているとのことでした。花の販売先は市場とJA直売所とのこと、境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年5月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 5月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑は南側に総合体育館と東西は住宅となっており、畑の北側に自宅がありました。畑の方は綺麗に耕運されており、トマト、ナス、キュウリなどが少しずつ作付けされている状態でした。現在、本人が体調を崩しており、あまり仕事ができない状態でしたが、秋にはブロッコリーを作付けする予定とのことでした。販売は庭先直売とのことでした。境界につきましては、一部不明なところがありましたが、この場所は大きな木の切り株があり、杭を打てなかったものと思われる、総合体育館と自宅の一線上でしたので問題はないと思います。その他の境界は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年5月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、榎本重恭委員お願いします。

榎本重恭委員 5月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。この植木畑には、モミジ、ウメ、ツバキなど色々な種類が植えられておりました。ほとんどは植木業者が購入に来て、取り扱いがないものは仕入れで対応しているとのことでした。境界は、南東の角のみ確認できませんでしたが、道路と隣地のブロックで仕切られているため、問題ないと思います。一部、手が行き届いてない部分がありましたので、これからも引き続き手入れをするようお願いしましたので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 5月21日に、田中聖晃委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。まず(1)～(3)の畑では、ハウスが4棟建っているほか、ジャガイモ、サトイモ、ヤツガシラなどの露地野菜も作付けされておりました。(4)(5)の畑では、主に花を栽培しており、ハウスが6棟建っておりました。ハウスの中では、マリーゴールド、ガーベラなどが栽培されておりました。販売先は主にJA直売所、庭先直売のほか、花については市場にも出荷しているとのことでした。境界にいては、宅地と隣接している部分で一部確認できなかったところがありましたので、次の調査までに明示するよう依頼いたしました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年5月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠貞夫委員お願いします。

篠貞夫委員 5月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は自宅の庭先から続く畑になっており、北側はナス、トマト、ネギなどが作付けされており、ブロッコリー、ダイコンの跡地が耕運してありました。南側には果樹が植わっておりまして、モモ7本、サクランボ6本、デコポン9本などがありました。販売はJA直売所が3分の1ほど、その他は庭先販売と自家消費とのことでした。境界は庭先から続く畑の部分と、東側の住宅との境界は赤い杭が打たれており、確認することができました。西側と南側は、道路に面しており、ブロック塀との境界にあたるため問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、加藤直正委員は退席をお願いします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p><b>【申請者、特例農地等の所在などについて説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>5月21日に、田中聖晃委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。</p> <p>(1)の一部と(4)の畑は民間の区画貸し農園となっております。現状は136区画あり、そのうち57区画が現在利用されているとのことでした。また、(1)の残りの部分と(2)の畑は自身で耕作し、貸付け部分に囲まれるような形でハウスが1棟建っており、トマト、パプリカが作付けされておりました。その西側には、トマトの養液栽培用のハウスが1棟建っておりました。(3)の畑は、全面にブルーベリーが植わっておりました。ブルーベリーについては、摘み取りや、庭先直売をされているとのことでした。また、トマトはJA直売所、スーパーにも出荷をしているとのことでした。境界は一部確認ができなかった箇所があり、明示を依頼しました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年5月8日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、櫻井祐次委員お願いします。

櫻井祐次委員 5月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

この生産緑地は、区民農園として82区画が設けられておりました。対象者の自宅から区民農園まで150m程度であり、区民農園に自ら行って、利用状況を確認しておりました。境界については、道路側はフェンスで問題なく、その他の三方もブロックで囲まれているため、問題ないと思いますよろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年5月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 5月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

まず(3)(4)の畑では、南側に自宅があり、自宅の北側に畑が位置しておりますが、地図上の一部欠けている部分には、お稲荷さんが祀ってありました。畑ではアスパラ、ミニトマト、キュウリなどが作付けされておりました。(1)(2)の畑では、エダマメ、ネギ、ニンジンなどが作付けされておりました。境界は一部、土に埋まった部分があり確認できなかったため、杭などで明示するようお願いしました。販売に関しては、全てJA直売所で販売しているとのことです。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地証明書発行に係る農業委員会の手続きについて（案）」です。東京都産業労働局農林水産部より、新たに宅地から開墾した農地についての取り扱いに関する判断基準が示されました。これを受けて東京都主税局より、新たに開墾した農地の課税変更において、農業委員会が発行する証明書（以下、農地証明書）の提出を求めることとなったため、証明書発行に係る手続きについて協議するものです。23ページをお願いします。

来月の総会以降、申請があった際には、ご審査をお願いしたいと考えております。事務局の説明は以上です。よろしくお願いたします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いたします。

次に、28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。

**【物件地番・地積、所有者等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
それでは、よろしく申し上げます。

つぎに30ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあつせんについて」です。  
練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあつせん情報の周知について依頼があったため下記のとおり報告する。  
**【物件地番・地積、所有者等について説明】**  
事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
それでは、よろしく申し上げます。

つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。  
令和7年5月に届出のあった農地の転用について報告するものです。  
**【届出件数、面積等について説明】**  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第23回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人